内部監査室

令和 4 年度 地域別最低賃金について

各地の最低賃金が下記のとおり改正されました。都道府県により、発効日が異なるのでご注意ください。

※ネット媒体や連載原稿につきましては、掲載期間が発効日をまたぐ場合には、新旧の時給を併記ください。

版/商材	DOMO	DΝ	JOB	WD
静岡		9/29(木)号		
愛知・岐阜		9/26(月)号	募集する事業所(勤務地)の所	
東日本		9/26	在地	
西日本		9/26(月)号		の発効日より適用
全国				

主な地域別最低賃金額

地域	令和 4 年度 最低賃金 時間額		ᅏᄊᄆ	(参考)	お問合せ先
	日中	深夜(25%増)	発効日	令和3年度	わ回って元
東京都	1,072 円	1,340 円	10月1日	1,041 円	東京労働局賃金課
					03-3512-1614
神奈川県	1,071 円	1,339 円	10月1日	1,040 円	神奈川労働局賃金課
					045-211-7354
埼玉県	987 円	1,234 円	10月1日	956 円	埼玉労働局賃金室
					048-600-6205
千葉県	984 円	1,230 円	10月1日	953 円	千葉労働局賃金室
					043-221-2328
山梨県	898 円	1,123 円	10月20日	866 円	山梨労働局賃金室
					055-225-2854
静岡県	944 円	1,180 円	10月5日	913 円	静岡労働局賃金室
					054-254-6315
愛知県	986 円	1,233 円	10月1日	955 円	愛知労働局賃金課
					052-972-0257
三重県	933 円	1,166 円	10月1日	902 円	三重労働局賃金室
					059-226-2108

岐阜県	910円	1,138 円	10月1日	880 円	岐阜労働局賃金室
					058-245-8104
大阪府	1,023 円	1,279 円	10月1日	992 円	大阪労働局賃金課
					06-6949-6502
兵庫県	960 円	1,200 円	10月1日	928 円	兵庫労働局賃金課
					078-367-9154
京都府	968 円	1,210 円	10月9日	937 円	京都労働局賃金室
					075-241-3215

^{■□}地域情報については、下記「厚生労働省ホームページ」よりご確認ください

https://pc.saiteichingin.info/